

株 主 各 位

東京都千代田区神田東松下町17番地

株式会社 ラピーヌ

代表取締役社長 佐々木 ベジ

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「第78回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.lapine.co.jp/ir.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show>Show>



なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年5月27日（水曜日）午後6時15分までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日時 2026年5月28日（木曜日）午前10時
2. 場所 東京都千代田区神田東松下町17番地 フリージアグループ本社ビル1階

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
- 1 第78期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第78期（2025年3月1日から2026年2月28日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

ご返送いただいた議決権行使書において、議案に対する賛否が表示をされていない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにもその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
 - ◎本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知の発送に代えてインターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.lapine.co.jp/>）に掲載することによりお知らせいたします。

事業報告

2025年3月1日から
2026年2月28日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済環境は、雇用・所得環境改善の動きが続き、緩やかな回復基調を維持している一方で、ウクライナ情勢など地政学的リスクや米国の通商政策の動向、資源・エネルギー価格の高騰から、依然として経済環境は先行き不透明な状況です。

当アパレル業界では、一部にインバウンド需要はあるものの、生活必需品を中心として物価高騰が継続する中、消費者の節約志向は根強く、慎重な消費マインドから、先行きの需要環境は厳しい状況下にあります。

このような状況のもと当社グループは、当社製品ターゲット層の購買に対する価値観とニーズに則してお買い求めやすい価格帯の商材供給に取り組み、店頭販売数量拡大と適正利益の確保に努め、厳しい消費環境に対処してまいりました。また、専門店卸販路の回復にも注力するほか、製造固定費や変動費の抑制、合理化策に継続して取り組んでまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は18億73百万円（前年同期比8.3%減）となり、損益面におきましては、販売費及び一般管理費の抑制に努めましたものの、営業損益は2億75百万円の損失（前年同期は3億60百万円の損失）、経常損益は各種助成金を含み2億49百万円の損失（前年同期は1億34百万円の損失）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純損益は2億59百万円の損失（前年同期は1億29百万円の損失）となりました。

セグメント別の業績の概要は次のとおりであります。

<卸売事業>

百貨店販売事業においては、衣料消費の多様化が進む中、若年層の消費者離れや既存顧客層の高齢化進行により、衣料品需要の低下傾向が進む中、市場環境の変化に対応して、消費者がお買い求めやすい商品価格で提供することにより、若い世代の客層の集客アップに努めるとともに、新規顧客の獲得を積極的に実行して、売上回復と粗利益の確保に取り組んでまいりました。

また、当社の商品企画や発注時期を継続して実需期に引き付けるようにするとともに、自社の企画力や技術力およびマーケティング力を向上させるための社員教育を積極的に継続しております。

専門店販売事業においては、取引条件や不採算取引の改善に継続して取り組み、受注から実需までのリードタイムを短縮することにより店頭消化の精度向上を図り、収益面の改善に努めるとともに、アパレル卸として新規取引・新販路開拓に取り組みでまいりました。

その結果、当事業の当連結会計年度の売上高は7億63百万円（前年同期比13.8%減）となり、営業損益は1億90百万円の損失（前年同期は2億77百万円の損失）となりました。

<小売事業>

卸売事業と同様に、店頭の売上が厳しい中、立地別、既存店舗別の効率改善に取り組んでおります。お客様視点の魅力ある品ぞろえの強化、効果的な販売促進策を講じて店頭活性化を図り、新規顧客の獲得に努め、損益改善に努めてまいりました。また、本部による経費の効率的運用を継続して行っております。

その結果、当事業の当連結会計年度の売上高は10億99百万円（前年同期比3.9%減）となり、営業損益は51百万円の損失（前年同期は49百万円の損失）となりました。

直営店舗につきましては、当連結会計年度中に新規出店、退店はなく、当連結会計年度末の運営店舗数は当社グループ合計で32店となりました。

<福祉事業>

当社グループの社会福祉への取組みとして、障害者総合支援法に基づく「障害者福祉サービス事業」と農地法に基づく農業委員会の認可を受けた「野菜の生産及び販売事業」を両立させる事業を行う会社として2012年にラピーヌ夢ファーム株式会社を設立し事業を行っております。事業規模としては、連結売上高に占める割合は小さいものの、水耕栽培に加えて土耕栽培にも注力し、継続して採算性改善に努めております。

当事業の当連結会計年度の売上高は11百万円（前年同期比19.0%減）となり、営業損益は33百万円の損失（前年同期は33百万円の損失）となりました。

なお、福祉事業に関しましては、就労支援事業運営費収入23百万円、特定求職者雇用開発助成金等で5百万円の営業外収益などがあり、当期純損失は4百万円となりました。

当連結会計年度の事業別売上高

事業区分	売上高	構成比
卸 売 事 業	763 百万円	40.7 %
小 売 事 業	1,099	58.7
福 祉 事 業	11	0.6
合 計	1,873	100.0

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中にマツヤハウジング株式会社から1億50百万円の短期借入金、技研興業株式会社から80百万円の短期借入金による資金調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、雇用・所得環境の改善が進む中、経済活動は、米国やイスラエルによるイランへの攻撃があり、中東地域をめぐる情勢を起因とした原油価格や資源価格の高騰などの懸念材料が多く、また、物価上昇基調の中、消費者の慎重な消費行動が続くと予想され、景気の先行きは不透明感が続くものと思われまます。

このような状況を踏まえ、当社グループといたしましては、主力事業であるアパレル・ファッションにおける消費者の価値観の変化、多様化に対応して市場に適した価格での提供に取り組むとともに、コスト合理化、生産体制の改善を適宜実施することにより、売上の回復及び粗利益率の改善を図り、今後の事業の収益性を確保してまいります。また、引き続き、固定費及び変動費の削減並びに合理化を進めてまいります。

なお、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、第78期の期末配当につきましては無配とさせていただきたいと存じます。何卒ご了承賜りますようお願い申しあげます。

株主の皆様におかれましては、今後一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第75期 (2023年2月期)	第76期 (2024年2月期)	第77期 (2025年2月期)	第78期 (2026年2月期) (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	3,300	2,342	2,042	1,873
経常利益又は損失(△) (百万円)	268	△314	△134	△249
親会社株主に帰属する当期 純利益又は純損失(△) (百万円)	158	△321	△129	△259
1株当たり当期純利益又は純損失(△) (円)	66.92	△136.03	△54.67	△109.78
総 資 産 (百万円)	4,024	3,436	3,041	3,247
純 資 産 (百万円)	1,155	918	844	746

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第75期 (2023年2月期)	第76期 (2024年2月期)	第77期 (2025年2月期)	第78期 (2026年2月期) (当事業年度)
売 上 高 (百万円)	2,191	1,242	1,008	910
経常利益又は損失(△) (百万円)	161	△361	△169	△235
当期純利益又は純損失(△) (百万円)	158	△318	△134	△259
1株当たり当期純利益又は純損失(△) (円)	67.17	△134.64	△56.82	△109.59
総 資 産 (百万円)	3,367	2,793	2,404	2,857
純 資 産 (百万円)	1,093	859	791	735

(注) 1株当たり当期純利益又は純損失(△)は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
㈱ベルラピカ	東京都千代田区	10百万円	100%	婦人服及び服飾雑貨の小売事業
ラピーヌ夢ファーム㈱	東京都千代田区	60百万円	100%	水耕栽培を通じた障害者福祉サービス事業

(7) 主要な事業内容 (2026年2月28日現在)

当社グループは、婦人服及び服飾雑貨の企画、製造、販売を主要な事業内容としております。

製造は当社の企画に基づき、直営の富士服飾研究所で行うほか、国内の協力工場に委託しております。また製品の一部は国内外より仕入れております。当社は主に全国の専門店及び百貨店を中心に卸売販売を行い、また一部直営店舗を通じて小売販売を行っております。子会社の株式会社ベルラピカは、当社製品及び他社製品を仕入れ、小売販売を行っております。

また、子会社のラピーヌ夢ファーム株式会社は、水耕栽培による野菜の生産及び販売を通じて障害者福祉サービス事業を行っております。これは、当社グループとしての社会福祉への取組みの一環として、障害者の安定的な職場の確保を図るために行っているものであります。

(8) 主要な事業所 (2026年2月28日現在)

名 称	所 在 地
本 店	東 京 都 千 代 田 区
大阪店・商品センター	大 阪 府 箕 面 市
富士服飾研究所	山 梨 県 富 士 吉 田 市

(9) 従業員の状況 (2026年2月28日現在)

①企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
37名	12名減

(注) 上記従業員の他に期中平均118名(1日8時間換算)の嘱託、販売員及び臨時従業員(パートタイマー、アルバイト)を雇用しております。

②当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減
35名	11名減

(注) 上記従業員の他に期中平均116名(1日8時間換算)の嘱託、販売員及び臨時従業員(パートタイマー、アルバイト)を雇用しております。

(10) 主要な借入先 (2026年2月28日現在)

借入先	借入金残高
株式会社 三菱UFJ銀行	390百万円
株式会社 三井住友銀行	390百万円
株式会社 商工組合中央金庫	294百万円

2. 会社の株式に関する事項 (2026年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 7,980,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,567,064株
- (3) 株主数 2,394名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
フリージア・マクロス株式会社	836千株	35.36%
楽天証券株式会社	84	3.58
技研ホールディングス株式会社	52	2.22
仲川昭夫	50	2.11
UBS AG LONDON ASIA EQUITIES	45	1.93
野津好正	45	1.92
吉江克己	45	1.90
鬼頭和孝	39	1.65
野下将司	36	1.55
川上和良	28	1.18

(注)1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は自己株式(203,322株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2026年2月28日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐々木 ベ ジ	フリージア・マクロス株式会社取締役会長 株式会社ピコイ代表取締役 夢みつけ隊株式会社代表取締役 Daito Me Holdings Co., LTD. 董事長 株式会社セキサク代表取締役 技研興業株式会社取締役会長 フリージアホールディングス株式会社代表取締役 株式会社ユタカフードパック代表取締役 ソレキア株式会社取締役 技研ホールディングス株式会社代表取締役社長 株式会社協和コンサルタンツ社外取締役 株式会社ベルラピカ代表取締役社長
取締役 専務執行役員	松 永 敬 司	商品本部長
取締役 常務執行役員	西 田 智 至	営業本部副本部長、ラピーヌ夢ファーム株式会社代表取締役社長
取締役 執行役員	森 岡 正 人	
取 締 役	奥山 一寸法師	フリージア・マクロス株式会社代表取締役社長 フリージアトレーディング株式会社代表取締役 株式会社ケーシー代表取締役 株式会社ピコイ取締役 フリージア・オート技研株式会社代表取締役 Daito Me Holdings Co., LTD. 総経理 ソレキア株式会社社外監査役 株式会社協和コンサルタンツ社外監査役
取 締 役	西 信 子	西信子法律事務所 弁護士
取 締 役	山 本 昌 弘	
取締役（監査等委員）	大須賀 和 志	
取締役（監査等委員）	畠 山 誠	
取締役（監査等委員）	佐 藤 生 空	佐藤生空法律事務所 弁護士

- (注) 1. 取締役 西 信子氏、取締役 山本昌弘氏、取締役（監査等委員）大須賀和志氏、取締役（監査等委員）畠山 誠氏、取締役（監査等委員）佐藤生空氏の5名は社外取締役であります。また、株式会社東京証券取引所に対し、西 信子氏、佐藤生空氏の両名を独立役員として届け出ております。
2. 当社においては監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 株式会社ベルラピカ及びラピーヌ夢ファーム株式会社は当社の子会社であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役 奥山一寸法師、西 信子、山本昌弘、取締役（監査等委員）大須賀和志、畠山 誠、佐藤生空の6氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は取締役会において、取締役の報酬の額または算定方針を決議しております。また、その取締役の報酬等の額は、経営方針を実現するための重要なインセンティブと考え、役位ごとの役割や責任範囲、業績目標の達成度合い、業績向上への貢献度等を総合的に勘案して決定することとしており、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が取締役会で決議した算定方針と整合していることを確認しております。

取締役の報酬は、基本報酬と賞与及び譲渡制限付株式報酬から成り立っており、基本報酬については、世間水準及び経営状況等を考慮し、株主総会で決議された報酬総額の限度内で、取締役規程及び役員報酬基準に基づき設定し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会にて、監査等委員である取締役については、監査等委員の協議により決定しております。

なお、非常勤役員についてはその役割と独立性の観点から基本報酬のみとしております。

業績により賞与を支給する場合には、各取締役の業績に対する貢献度、各事業年度の業績などを総合的に勘案して決定しております。

譲渡制限付株式報酬は、従来の株式報酬型ストックオプションに代わるもので、譲渡制限付株式報酬規程に基づき、取締役会で各事業年度の業績などを総合的に勘案して決定しております。

取締役の個別の報酬等の額については、毎期の株主総会後の取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとしており、その権限の内容は、上記の方針により、監査等委員会との協議を経て額を決定しております。

個別の報酬の決定を代表取締役社長 佐々木ベジ氏に委任する理由は、当社の経営状況等を的確に把握し、各取締役の担当業務について評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

②取締役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く。） （うち社外取締役）	6名 （2名）	17百万円 （1百万円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	2名 （2名）	3百万円 （3百万円）
合 計 （うち社外取締役）	8名 （4名）	20百万円 （4百万円）

- (注)1. 当事業年度末現在の人員は、取締役7名（うち社外取締役2名）、監査等委員3名（うち社外取締役3名）ですが、そのうち取締役1名及び監査等委員1名は無報酬であります。
2. 2016年5月26日開催の第68回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は年額1億5000万円以内（うち社外取締役1500万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）の報酬限度額は年額4500万円以内と決議されております。報酬決議を行った株主総会時点の役員の数、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名（うち社外取締役は1名）、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役は2名）です。また別枠で2018年5月25日開催の第70回定時株主総会において譲渡制限付株式付与のための報酬額として、取締役（監査等委員を除く。）は年額3000万円以内（うち社外取締役3000万円以内）、取締役（監査等委員）は年額3000万円以内と決議されております。報酬決議を行った株主総会時点の役員の数、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名（うち社外取締役は1名）、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役は2名）です。
3. 上記には無報酬の役員は人員に含めておりません。
4. 上記のほか、執行役員兼務取締役の執行役員報酬相当額3000万円を支払っております。
5. 当事業年度に係る役員賞与の支給はありません。

(4) 社外役員に関する事項

①他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役 西 信子氏の兼職先である西信子法律事務所との間に特別の関係はありません。
- ・ 取締役（監査等委員） 佐藤生空氏の兼職先である佐藤生空法律事務所との間に特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	西 信子	当事業年度開催の取締役会7回全てに出席しており、弁護士としての高い見識と豊富な経験に基づき、中立的かつ客観的な観点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。
取締役	山本昌弘	当事業年度開催の取締役会7回全てに出席しており、幅広い見識と豊富な経験に基づき、中立的かつ客観的な観点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	大須賀和志	当事業年度開催の取締役会7回全てに出席、また監査等委員会6回全てに出席しており、複数の企業で培われた幅広い見識と豊富な経験に基づき、客観的な観点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	畠山 誠	当事業年度開催の取締役会7回全てに出席、また監査等委員会6回全てに出席しており、経営者としての幅広い見識と豊富な経験に基づき、客観的な観点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。
取締役 (監査等委員)	佐藤生空	当事業年度開催の取締役会7回全てに出席、また監査等委員会6回全てに出席しており、弁護士としての高い見識と豊富な経験に基づき、中立的かつ客観的な観点から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を適宜行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

清流監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当社が支払うべき報酬等の額	28百万円
②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が適正に監査をすることが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるため等の理由により会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、会計監査人の解任もしくは不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的といたします。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

[当社取締役会における決議の内容]

当社は、取締役会において、次のとおり内部統制の基本方針を決議しております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「真実と信頼」を創業以来の経営理念とし、消費者第一主義に徹した経営のもと、ファッションを通じて社会の生活文化向上に貢献することを目指しております。この経営理念のもと、当社グループ（当社及び子会社）の取締役及び全従業員が法令・定款を遵守し、健全な社会規範のもとにその職務を遂行するため、以下の体制を構築いたします。

- ①取締役会は「企業行動指針（コンプライアンス指針）」を制定し、コンプライアンス担当執行役員及び同担当を配置し、継続的に教育を実施することにより取締役及び従業員への周知徹底を図ります。
- ②当社グループ共用の内部通報制度「ラピーヌグループヘルプライン制度」に基づき、法令・定款その他社内規則に対する違反事実やそのおそれがある行為等を早期に発見し是正することを目的とする内部通報体制の運用を行います。
- ③監査等委員会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、監査等委員以外の取締役の職務執行を監査します。
- ④内部監査室は、内部統制システムが有効に機能しているかを定期的な社内モニタリングにより確認し、業務改善点の指摘を行います。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の取扱いは、「稟議規程」、「文書管理規程」、「個人情報保護規程」など当社グループの情報管理に係る社内規程に従い適切な整理・保管の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの経営に重大な影響を及ぼすリスクを管理するため、代表取締役社長の直轄部署として危機管理室を設置し、担当執行役員が室長としてその業務を掌管し、コンプライアンス、環境、品質、災害、情報セキュリティ等のリスクに関して、それぞれの担当部署に規程・規則・マニュアル等の制定、整備及び研修の実施等による従業員への周知徹底を求め、損失の危険を発見した場合、直ちに危機管理室長に通報するよう指導します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会は当社グループの取締役・従業員が共有する全社的な目標である経営理念を基軸とした中期経営計画とこれに基づく年度計画を定め、取締役は各担当業務の目標達成のために業務を遂行するものとします。
- ②業務の執行においては、取締役会規則に定められている要付議事項について、事

前に十分な資料を準備して、取締役会に付議することを遵守します。

- ③取締役会は職務執行を効率的に行うため、執行役員を任命するとともに、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等に基づき権限委譲を行い、各層の責任者が意思決定ルールに則り効率的な業務を遂行するものとします。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社に関する重要事項については、当社取締役会において審議、決定するものとします。なお、当社の監査等委員以外の取締役、執行役員もしくは従業員が子会社の取締役に就くことにより、当社が子会社の業務の適正を監視し、子会社の業務及び取締役の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告できる体制とします。

②子会社の法務、人事及び経理業務等については、当社の担当部署が支援を行うとともに、「関係会社管理規程」に基づき子会社の業務を管理し、当社グループ全体の業務の整合性と子会社の役職員の効率的な職務執行を確保します。

③子会社に対して、当社内部監査室が実地監査を含めた内部監査を実施し、当社取締役会及び監査等委員会へ結果報告を行います。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、その使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

①監査等委員会が監査等委員会スタッフを要する場合、内部監査室を監査等委員会の職務を補助する組織とし、内部監査室の従業員が監査等委員会スタッフを兼務します。

②監査等委員会スタッフは監査等委員会より受けた業務命令に関して、監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けないものとし、人事に関する事項は監査等委員会の事前の同意を得て行うものとします。

(7) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

①監査等委員会の職務の効果的な遂行のため、当社グループの監査等委員以外の取締役、執行役員及び従業員は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について監査等委員会に報告します。

②当社グループの監査等委員以外の取締役、執行役員及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合は、直ちに監査等委員会に報告します。

③監査等委員会への報告は、誠実に洩れなく行うことを基本とし、定期的な報告に加えて、必要の都度遅滞なく行います。

④当社グループは、監査等委員会へ報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることがないことを確保します。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①代表取締役と監査等委員会は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合をもちます。
- ②当社は、監査等委員の職務の遂行にあたり、監査等委員が必要と認めた場合に、顧問弁護士・監査法人等の専門家との連携を図れる環境を整備します。
- ③当社は、監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、監査の職務の執行に必要でない認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

(9) 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力とは取引関係を含めて一切の関係をもちません。また、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとります。

[業務の適正を確保するための体制の運用状況]

業務の適正を確保するための体制については、各部署においてその適切な運営に努めるとともに、監査等委員会は、取締役会等の重要な会議への出席等を通じ、その意思決定の過程や内容について監督を行うほか、年間スケジュールに基づいた定期監査及び情報交換等の実施や、定期的に内部監査を実施している内部監査室と緊密な連携を取ることによって、十分なモニタリングに努めております。内部監査室においても内部監査計画に基づき、当社及び当社子会社の業務監査を実施し、監査結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告するとともに、必要な場合は是正勧告を行う等、業務の適正化に努めております。

また、業務改善点または不適切な点を発見した場合には取締役会等で共有を図り、適正な是正処置を行うなど、内部統制システムの実効性の向上に努めております。

なお、匿名性が担保された内部通報窓口を社内、社外に設置し、コンプライアンス違反行為等の情報収集に努めるとともに、通報者の保護と通報内容に対処する体制を整備しております。

連結貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(金額単位：千円、千円未満切捨)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	1,236,448	I 流動負債	1,612,488
現金及び預金	490,325	支払手形及び買掛金	158,227
受取手形、売掛金及び契約資産	229,063	電子記録債務	5,705
商品及び製品	465,481	短期借入金	1,059,199
仕掛品	14,379	1年内返済予定の長期借入金	129,857
原材料及び貯蔵品	1,747	未払金	175,899
その他	37,581	未払費用	46,849
貸倒引当金	△2,129	未払法人税等	8,534
		契約負債	7,396
		その他	20,819
II 固定資産	2,010,679	II 固定負債	887,985
有形固定資産	941,058	長期借入金	590,328
土地	941,058	繰延税金負債	131,008
投資その他の資産	1,069,621	資産除去債務	157,478
投資有価証券	801,036	長期預り保証金	3,208
差入保証金	167,422	その他	5,961
退職給付に係る資産	97,343		
その他	9,813	負債合計	2,500,473
貸倒引当金	△5,995		
		純 資 産 の 部	
		I 株主資本	238,997
		資本金	30,000
		資本剰余金	849,263
		利益剰余金	△393,976
		自己株式	△246,290
		II その他の包括利益累計額	507,657
		その他有価証券評価差額金	497,583
		退職給付に係る調整累計額	10,073
		純資産合計	746,654
資産合計	3,247,128	負債・純資産合計	3,247,128

連結損益計算書

〔 2025年3月1日から
2026年2月28日まで 〕

(金額単位：千円、千円未満切捨)

科 目	金 額	
I 売 上 高		1,873,910
II 売 上 原 価		709,087
売 上 総 利 益		1,164,823
III 販売費及び一般管理費		1,440,738
営 業 損 失 (△)		△275,915
IV 営 業 外 収 益		53,383
受 取 利 息	249	
受 取 配 当 金	18,472	
助 成 金 収 入	26,297	
そ の 他	8,364	
V 営 業 外 費 用		26,993
支 払 利 息	25,980	
そ の 他	1,013	
経 常 損 失 (△)		△249,525
VI 特 別 利 益		—
VII 特 別 損 失		1,409
投資有価証券評価損	1,409	
税金等調整前当期純損失 (△)		△250,934
法人税、住民税及び事業税	8,534	
法 人 税 等 調 整 額	32	8,566
当 期 純 損 失 (△)		△259,501
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		△259,501

連結株主資本等変動計算書

(2025年3月1日から2026年2月28日まで)

(金額単位：千円、千円未満切捨)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
2025年3月1日残高	30,000	849,263	△134,474	△246,201	498,587
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	-	-	△259,501	-	△259,501
自己株式の取得	-	-	-	△88	△88
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	△259,501	△88	△259,590
2026年2月28日残高	30,000	849,263	△393,976	△246,290	238,997

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	退職給付に係 る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
2025年3月1日残高	293,445	52,289	345,735	844,322
当期変動額				
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	-	-	-	△259,501
自己株式の取得	-	-	-	△88
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	204,137	△42,215	161,922	161,922
当期変動額合計	204,137	△42,215	161,922	△97,668
2026年2月28日残高	497,583	10,073	507,657	746,654

貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(金額単位：千円、千円未満切捨)

資 産 の 部		負 債 の 部	
資 料 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	891,124	I 流動負債	1,492,370
現金及び預金	318,477	電子記録債務	1,571
売掛金	160,140	買掛金	76,171
商品及び製品	368,416	短期借入金	1,119,199
仕掛品	14,379	1年内返済予定の長期借入金	111,185
原材料	1,747	未払金	116,145
前払費用	8,936	未払費用	46,450
その他	28,155	未払法人税等	6,785
貸倒引当金	△9,129	預り金	10,506
		契約負債	579
		前受金	576
		その他	3,200
II 固定資産	1,965,882	II 固定負債	628,651
有形固定資産	941,058	長期借入金	263,480
土地	941,058	繰延税金負債	124,259
投資その他の資産	1,024,824	関係会社事業損失引当金	123,000
投資有価証券	801,036	資産除去債務	108,742
出資	3,610	長期預り保証金	3,208
前払年金費用	77,243	長期未払金	5,961
差入保証金	86,398		
長期貸付金	377,000	負債合計	2,121,022
その他	6,182	純資産の部	
貸倒引当金	△326,647	I 株主資本	238,400
		資本金	30,000
		資本剰余金	849,263
		資本準備金	25,000
		その他資本剰余金	824,263
		利益剰余金	△394,573
		利益準備金	3,489
		その他利益剰余金	△398,062
		繰越利益剰余金	△398,062
		自己株式	△246,290
		II 評価・換算差額等	497,583
		その他有価証券評価差額金	497,583
		純資産合計	735,983
資産合計	2,857,006	負債・純資産合計	2,857,006

損 益 計 算 書

〔 2025年3月1日から
2026年2月28日まで 〕

(金額単位：千円、千円未満切捨)

科 目	金 額	
I 売 上 高		910,400
II 売 上 原 価		358,791
売 上 総 利 益		551,608
III 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		796,310
営 業 損 失 (△)		△244,701
IV 営 業 外 収 益		30,573
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	26,826	
雑 収 入	3,747	
V 営 業 外 費 用		21,748
支 払 利 息	21,091	
雑 損 失	657	
経 常 損 失 (△)		△235,876
VI 特 別 利 益		112,000
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 戻 入 額	112,000	
VII 特 別 損 失		128,409
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,409	
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	4,000	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	123,000	
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△252,285
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6,785	
法 人 税 等 調 整 額	-	6,785
当 期 純 損 失 (△)		△259,070

株主資本等変動計算書

(2025年3月1日から2026年2月28日まで)

(金額単位：千円、千円未満切捨)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
2025年3月1日残高	30,000	25,000	824,263	849,263	3,489	△138,992	△135,502
当期変動額							
当期純損失(△)	-	-	-	-	-	△259,070	△259,070
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△259,070	△259,070
2026年2月28日残高	30,000	25,000	824,263	849,263	3,489	△398,062	△394,573

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・換算 差額等合計	
2025年3月1日残高	△246,201	497,559	293,445	293,445	791,005
当期変動額					
当期純損失(△)	-	△259,070	-	-	△259,070
自己株式の取得	△88	△88	-	-	△88
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	-	-	204,137	204,137	204,137
当期変動額合計	△88	△259,159	204,137	204,137	△55,021
2026年2月28日残高	△246,290	238,400	497,583	497,583	735,983

独立監査人の監査報告書

2026年5月7日

株式会社ラピーヌ
取締役会 御中

清流監査法人
東京都港区

業務執行社員 公認会計士 吉田 徹

代表社員 公認会計士 加悦正史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ラピーヌの2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラピーヌ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は第71期（2019年2月期）以降から継続して、営業損失を計上している。また、当連結会計年度において営業損失2億75百万円、経常損失2億49百万円、親会社株主に帰属する当期純損失2億59百万円を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローは4億73百万円のマイナスとなったことで、当連結会計年度末における現金及び預金は4億90百万円となっており、資金繰りに重要な懸念が生じていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事象は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2026年5月7日

株式会社ラピーヌ
取締役会 御中

清流監査法人
東京都港区

業務執行社員 公認会計士 吉田 徹

代表社員 公認会計士 加悦正史
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ラピーヌの2025年3月1日から2026年2月28日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は第71期（2019年2月期）以降から継続して、営業損失を計上している。また、当事業年度において営業損失2億44百万円、経常損失2億35百万円、当期純損失2億59百万円を計上したことで、当事業年度末における現金及び預金は3億18百万円となっており、資金繰りに重要な懸念が生じていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事象は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第78期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清流監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清流監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月7日

株式会社ラピーヌ 監査等委員会
監 査 等 委 員 大 須 賀 和 志
監 査 等 委 員 畠 山 誠
監 査 等 委 員 佐 藤 生 空

(注) 監査等委員大須賀和志、畠山誠、佐藤生空は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案について、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
1	さ さ き べ じ 佐々木 べ じ 1955年9月26日	1990年6月 フリージアホーム株式会社（現フリージア ハウス株式会社）代表取締役 1991年12月 フリージア・マクロス株式会社代表取締 役社長 2001年6月 同 代表取締役会長 2008年7月 株式会社ピコイ代表取締役（現任） 2009年9月 フリージア・マクロス株式会社取締役会 長（現任） 2009年9月 夢みつけ隊株式会社代表取締役（現任） 2014年2月 Daito Me Holdings Co., LTD. 董事長（現任） 2014年11月 株式会社セキサク代表取締役（現任） 2015年6月 技研興業株式会社取締役会長（現任） 2016年5月 フリージアホールディングス株式会社代 表取締役（現任） 2017年3月 株式会社ユタカフードパック代表取締役 （現任） 2017年9月 ソレキア株式会社取締役（現任） 2018年1月 技研ホールディングス株式会社代表取締 役社長（現任） 2019年2月 株式会社協和コンサルタンツ社外取締役 （現任） 2020年5月 当社取締役 2020年8月 同 代表取締役相談役 2020年9月 同 代表取締役会長 2021年3月 同 代表取締役社長（現任） 2023年5月 株式会社ベルラピカ代表取締役社長（現 任）	—
		（重要な兼職の状況） フリージア・マクロス株式会社取締役会長 株式会社ピコイ代表取締役 夢みつけ隊株式会社代表取締役 Daito Me Holdings Co., LTD. 董事長	

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	(前ページより続き) さ さ き べ じ 佐 々 木 べ じ 1955年 9月 26日	株式会社セキサク代表取締役 技研興業株式会社取締役会長 フリージアホールディングス株式会社代表取締役 株式会社ユタカフードパック代表取締役 ソレキア株式会社取締役 技研ホールディングス株式会社代表取締役社長 株式会社協和コンサルタンツ社外取締役 株式会社ベルラピカ代表取締役社長	—
<p><取締役候補者とした理由> 経営者としての幅広い見識と豊富な経験、強いリーダーシップと実行力を有していることから、当社グループの企業価値向上に寄与するものと判断し、業務執行の最高責任者として、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
2	まつ な が け い じ 松 永 敬 司 1969年 5月 20日	1993年 4月 当社入社 1997年 1月 同 第一企画部チーフデザイナー 2009年 2月 同 東京企画部チーフデザイナー 2022年 5月 同 取締役執行役員商品本部長 2023年 5月 同 取締役専務執行役員商品本部長（現任）	2,300株
<p><取締役候補者とした理由> 長年、デザイナー・商品開発に携わり、現在は商品部門の担当役員として豊富な経験と見識を有し、当社の企業価値向上に寄与すると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			
3	もり お か ま さ ひ と 森 岡 正 人 1967年 2月 27日	1989年 4月 当社入社 2016年 2月 同 第一事業本部東日本第二販売部長 2018年 3月 同 第二事業本部東日本第三販売部長 2019年10月 同 第二事業本部東日本第三販売部長 兼WEB事業本部オムニチャンネル推進室長 2020年 2月 同 営業本部第三事業部東日本販売部長 兼WEB事業本部オムニチャンネル推進室長 2021年 5月 同 取締役専務執行役員営業本部長 2023年 5月 同 取締役常務執行役員営業本部長 2024年 5月 同 取締役執行役員（現任）	6,900株
<p><取締役候補者とした理由> 主に営業部門において培った豊富な経験と強いリーダーシップ、実行力が当社の企業価値向上に寄与すると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。</p>			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	おくやまいっすんぼうし 奥山 一寸法師 1960年5月5日	2000年3月 フリージアトレーディング株式会社代表取締役（現任） 2007年6月 フリージア・マクロス株式会社代表取締役社長（現任） 2007年6月 株式会社ケーシー代表取締役（現任） 2008年7月 株式会社ピコイ取締役（現任） 2010年2月 フリージア・オート技研株式会社代表取締役（現任） 2014年2月 Daito Me Holdings Co., LTD. 総経理（現任） 2017年9月 ソレキア株式会社社外監査役（現任） 2019年2月 株式会社協和コンサルタンツ社外監査役（現任） 2020年5月 当社取締役（監査等委員） 2021年2月 同 取締役（現任） （重要な兼職の状況） フリージア・マクロス株式会社代表取締役社長 フリージアトレーディング株式会社代表取締役 株式会社ケーシー代表取締役 株式会社ピコイ取締役 フリージア・オート技研株式会社代表取締役 Daito Me Holdings Co., LTD. 総経理 ソレキア株式会社社外監査役 株式会社協和コンサルタンツ社外監査役	—
<p><取締役候補者とした理由> 経営者としての幅広い見識と豊富な経験をもとに、当社における経営の重要事項の決定に十分な役割を果たしてきたことから、当社の企業価値向上に寄与するものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。</p>			
5	にし のぶ こ 西 信 子 1955年12月11日	1983年5月 弁護士登録 2001年7月 西信子法律事務所開設（現在） 2013年5月 当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 西信子法律事務所 弁護士	1,000株
<p><社外取締役候補者とした理由及び期待される役割> 弁護士としての高い見識と豊富な経験に基づき、中立的かつ客観的な観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただくため、引き続き社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は過去に直接会社経営に関与されたことはありませんが、前述の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	やま もと まさ ひろ 山本昌弘 1972年1月26日	1991年11月 装いの道株式会社入社（現任） 2018年4月 公益社団法人全日本きものコンサルタント協会勤務（現任） 2022年5月 当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） なし	—
<p><社外取締役候補者とした理由及び期待される役割> 日本の伝統文化である着物業界に造詣が深く、長年にわたり貢献してこられた知見を当社経営に活かしていただくことが当社の企業価値向上に寄与するものと判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。</p>			

(注) 1. 各候補者と当社との間における特別の利害関係は次のとおりであります。

- ①候補者佐々木ベジ氏は、フリージア・マクロス株式会社の取締役会長を兼務しており、同社は当社の議決権の35.36%を所有する筆頭株主及びその他の関係会社であります。
 - ②候補者奥山一寸法師氏は、フリージア・マクロス株式会社の代表取締役社長を兼務しており、同社は当社の議決権の35.36%を所有する筆頭株主及びその他の関係会社であります。
 - ③その他の各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 西 信子氏、山本昌弘氏は社外取締役の候補者であります。なお、西 信子氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。本議案が原案どおり承認可決された場合、同氏を引き続き独立役員として届け出る予定であります。また、同氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって13年であります。山本昌弘氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年であります。
3. 当社は、取締役（業務執行取締役を除く。）との間で、損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。奥山一寸法師氏、西 信子氏、山本昌弘氏が原案どおり選任されますと、3氏とは継続して、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額となります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	おおす が かずし 大須賀 和志 1967年3月17日	1986年4月 富士通フロンテック株式会社入社 設計開発担当 2001年10月 光栄工業株式会社入社 設計開発担当 2012年10月 フリージア・グループ(本社)出向 設計開発担当 2020年4月 株式会社ホワイトルーム入社 商品管理担当(現任) 2023年5月 当社取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) なし	—
<p><監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割> 複数の企業において培われた豊富な実務経験と幅広い知見を活かした中立的かつ客観的な観点からの助言・提言が、取締役会の意思決定の妥当性・適正性の確保、監査・監督機能の強化に活かされることを期待し、引き続き監査等委員である社外取締役候補者いたしました。</p>			
2	はたけ やま まこと 畠山 誠 1957年10月17日	1980年4月 ナショナル住宅産業株式会社(現パナソニックホームズ株式会社)入社 1999年10月 株式会社パナホーム東京 部長 2002年10月 パナホーム株式会社(現パナソニックホームズ株式会社)東京支社 副支社長 2004年4月 同 東京支社長 2005年5月 同 執行役員東京支社長 2007年1月 同 執行役員東部営業本部長 2009年6月 同 取締役執行役員東部営業本部長 2010年4月 同 取締役常務執行役員営業部門担当 2012年4月 同 取締役専務執行役員営業部門担当 2014年6月 同 代表取締役専務執行役員街づくり事業本部長 2015年4月 同 代表取締役副社長執行役員街づくり事業本部長 2021年2月 当社取締役(監査等委員)(現任)	—
<p><監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割> 経営者としての幅広い見識と豊富な経験を当社の監査体制に活かしていただくため、また客観的な観点から当社の経営に対して助言・提言をいただくため、引き続き監査等委員である社外取締役候補者いたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 株式の数
3	さ とう せい くう 佐 藤 生 空 1985年11月15日	2009年4月 松下哲也登記測量事務所入所 2011年5月 行政書士ABC法務研究所開設 2011年9月 株式会社損害保険ジャパン日本興亜入社 2014年9月 株式会社ABC研究所開設 代表取締役 2019年12月 弁護士登録 2019年12月 佐藤生空法律事務所開設（現在） 2020年5月 当社取締役 2021年2月 同 取締役（監査等委員）（現任） （重要な兼職の状況） 佐藤生空法律事務所 弁護士	—
<p>< 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 > 弁護士としての高い見識とこれまでの豊富な経験に基づき、中立的かつ客観的な観点から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただくため、引き続き社外取締役候補者としていたしました。</p>			

- (注)1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 大須賀和志氏、畠山 誠氏、佐藤生空氏は社外取締役の候補者であります。なお、佐藤生空氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。本議案が原案どおり承認可決された場合、同氏を引き続き独立役員として届け出る予定であります。また、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。畠山 誠氏、佐藤生空氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。大須賀和志氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。
3. 当社は、取締役（業務執行取締役を除く。）との間で、損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。大須賀和志氏、畠山 誠氏、佐藤生空氏が原案どおり選任されますと、3氏とは継続して、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額となります。

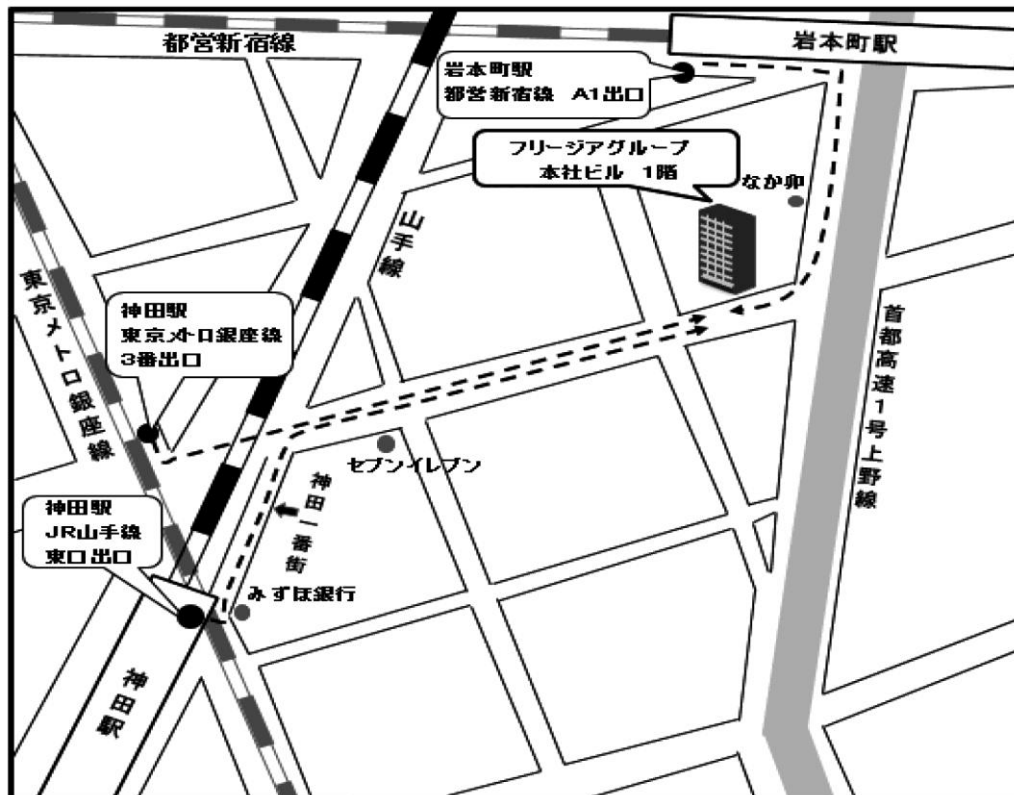
以 上

株主総会会場ご案内図

【会場】 東京都千代田区神田東松下町17番地 フリージアグループ本社ビル 1階

電話番号 03 - 6635 - 1791

FAX 03 - 6635 - 1790



【交通機関】 都営新宿線岩本町駅 A 1 出口より徒歩 4 分

J R 山手線神田駅東口出口より徒歩 5 分

東京メトロ銀座線神田駅 3 番出口より徒歩 5 分